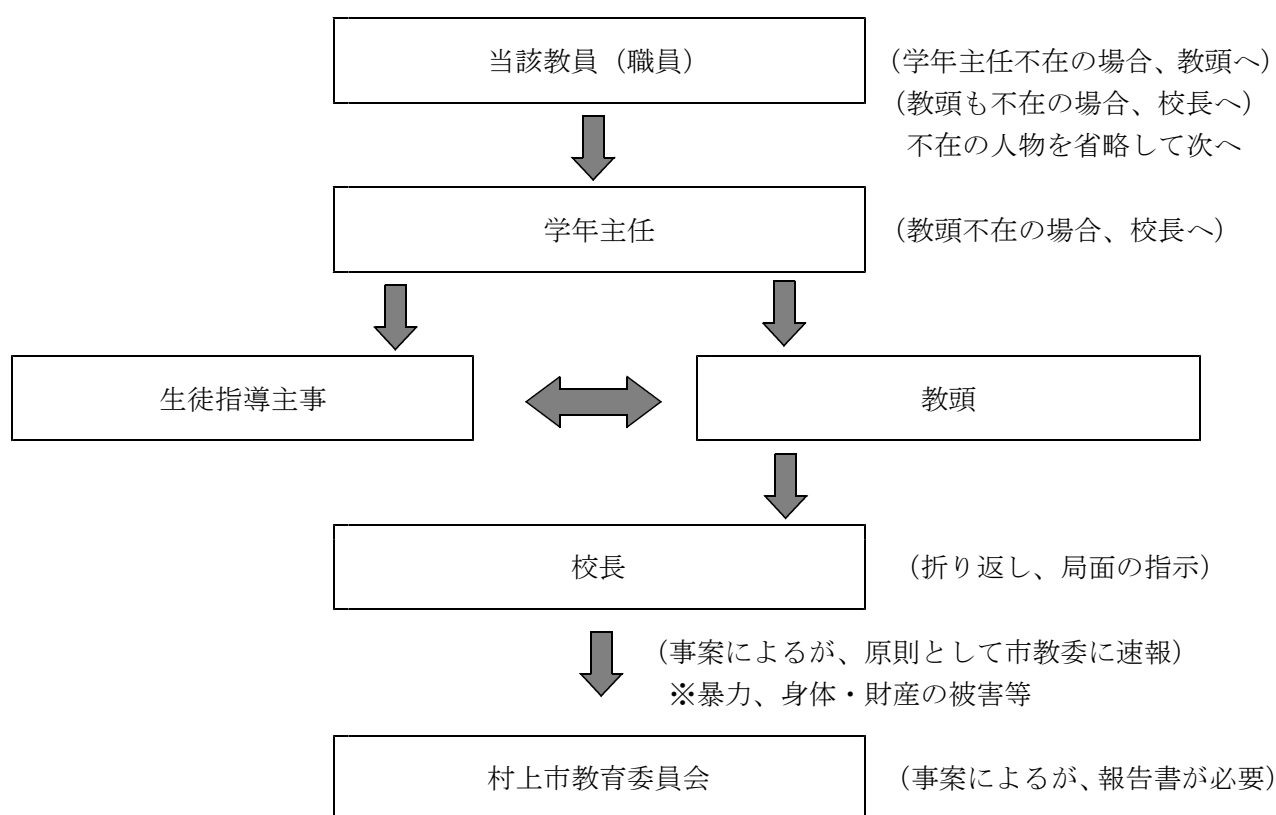


「いじめられている」という訴えがあった場合の対応について

生徒指導部

保護者から「うちの子がいじめられている」という訴え（相談）があった場合、
生徒から「私はいじめられている」という訴え（相談）があった場合、
教師が「いじめが疑われる」という発見をした場合、
即座に次のように対応をお願いいたします。3つの原則を必ず遵守してください。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 即時連絡 | 下図のルートのとおり、発見後数分で連絡が校長まで届くこと。 |
| 2 即時対応 | 必ず当日のうちに本人から事情を聞くこと。 |
| 3 定期アンケートの実施 | 月に1回アンケートを取り、即日開封すること。 |



- ◎通報（発見）があつてから校長先生へ伝わるまで、数分で処理されること。
- ◎出張等で学年主任、生徒指導主事、教頭が不在の場合は、一旦とばしてその先へつなげること。
- ◎校長が出張の場合は、携帯電話へのショートメールで伝えること。返信がなければ、携帯電話へ直接電話をすること。
- ◎校長から折り返し、その局面の対応について、逆のルートで職員全員に指示が返る。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【子どもの悩みを受け止める側の大人の皆さんへ】

相談を受けた大人の対応には、以下のような姿が望まれます。

TALKの原則

- ◎Tell ⇒心配していることを言葉に出して伝える。
- ◎Ask ⇒どんなときに「死にたい」と思うのか、率直に尋ねる。
- ◎Listen ⇒話を遮らず、じっくり子どもの話を聞く。
- ◎Keep Safe ⇒決して一人にせず、子どもの安全を確保し、学校や専門家に相談する。

逆に、してはならないとされていることは、次のようなことです。

- ×話をそらす。
- ×「今忙しいから」と後回しにする。
- ×子どもの話を聞かずに助言したり励ましたりする。
- ×子どもの話を遮る。
- ×「そんなこと言わないで」と子どもの気持ちを否定する。

【相談を考えている生徒の皆さんへ】

知っている人には相談しづらい場合、下記のように、相談専用の電話、メールもあります。
秘密は厳守されますので、迷ったらぜひ相談してください。

新潟県いじめ相談電話025-280-5793

※いじめ以外の相談も受け付けています。

県立教育センター教育相談 025-263-9029

※来所相談も可能です。

24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 (ナヤミオウ)

※各教育委員会等によって運営されている全国共通のダイヤルです。

**新潟県いじめ相談メール アドレスijime@mail soudan.org (いじめ@メールそ
うだん)**

ホームページ「新潟県いじめ対策ポータル」⇒アドレスを検索してください。

◎生徒と教員はLINE等SNSを利用せず、直接対面して相談をするようにしてください。